

「千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（案）」に関する意見

令和 年 月 日

千葉県県土整備部建設・不動産課不動産班 宛て

〒260-8667（住所省略可） 千葉市中央区市場町1-1

FAX：043-225-4012 メールアドレス：kenhu4@mz.pref.chiba.lg.jp

※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

提出者	住所	〒		
	氏名※		電話番号	
	電子メールアドレス			

※法人にあつては、名称及び代表者氏名

千葉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。（別紙に記載する場合は「別紙に記載」としてしてください。）

意見の内容